

「特定口座約款」改正部分対比表

(令和2年4月1日改正)

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p><u>第20条 (約款の変更)</u> <u>この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u></p>	<p><u>第20条 (成年後見等の届出)</u> <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。お客さまの補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様にお届けください。</u></p> <p><u>第21条 (約款の変更)</u> <u>1. この約款は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、この約款の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。</u> <u>2. 前項によるこの約款の変更は、変更後の約款の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>